

# 規制改革実施計画

(抜粋)

令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定

## <グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池の活用等による脱炭素化された調整力の確保等も必要となる。そのため、再生可能エネルギーや蓄電池等に関連する規制・制度見直しが必要不可欠となる。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

### (1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、その後速やかに結論を得る。	令和4年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省
2	車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し	消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる指定数量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積（1,000m <sup>2</sup> 以下）・階数（平屋建て）・軒高（6m未満等）・非危険物貯蔵の禁止等の制限について、海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットिंगな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
3	車載用リチウムイオン蓄電池に係る、指定数量の倍数を合算しない場合の明確化（必要な耐火性を有する布で覆う場合）	消防庁は、指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を、必要な耐火性（通常の火災時における火炎を有効に遮るために特定防火設備に必要とされる遮炎性能等）を有する布で覆う場合には、当該耐火布で覆われた蓄電池を複数置く場合であっても蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算しないことができるよう、消防法上の取扱いを明確化する。	令和4年上期措置	総務省
4	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和4年度上期措置	総務省
5	リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸した電極材等の取扱いの明確化	消防庁は、消防法の危険物規制にて引火性液体（第4類第2石油類）に該当する電解液が含浸した電極材等について、引火点が40℃以上であれば危険物には該当せず、容量カウントしない旨の解釈を統一化し、通知を发出	令和4年上期措置	総務省

		する。		
6	リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の対象火気設備規制の運用の明確化	消防庁は、使用に際し火災発生のある一定容量以上の蓄電池設備を規制する対象火気設備規制について、 a 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムがJIS規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする（容量を合算しない）ことを明確化し、通知を発出する。 b 一定容量以上の蓄電池設備を内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等の内部に設置する場合は、屋外に設置するものに該当しないと整理することで、建築物からの離隔距離規制等が不要となるよう明確化し、通知を発出する。	措置済み	総務省
7	急速充電器に係る、消防法上の対象火気設備規制における取扱いの見直し	消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
8	急速充電器に係る、消防法の対象火気設備規制の運用の統一化	消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。 b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	a：（試験導入）令和4年度措置、（技術指針策定）令和4年度から検討を開始し、速やかに措置 b：技術指針を策定した後、速やかに措置	国土交通省
10	路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けた規制見直し	a 国土交通省は、路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。 b 国土交通省は、道の駅や車道（公道）での	a：令和4年度措置 b：技術公募・実証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置	国土交通省